

○ 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自動車運転代行業約款の届出）</p> <p>第五条 法第十三条第三項の規定により、自動車運転代行業約款の届出をしようとする者は、当該自動車運転代行業約款の実施予定期日の三十日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した自動車運転代行業約款設定（変更）届出書を当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>（自動車運転代行業約款の届出）</p> <p>第五条 法第十三条第三項の規定により、自動車運転代行業約款の届出をしようとする者は、当該自動車運転代行業約款の実施予定期日の三十日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した自動車運転代行業約款設定（変更）届出書を当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>

別記様式（第10条関係）

(表)	(裏)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; text-align: center; line-height: 60px;">写 真</div> <div style="flex-grow: 1;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>職名 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">自動車運転代行業の業務の適正化 に関する法律第21条第2項の規 定による立入検査の 検 査 員 証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 発行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 限り有効</p> <p>都道府県知事 印</p> </div> </div>	<p>(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律抜粋)</p> <p>第21条</p> <p>2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(11) 第21条第1項若しくは第2項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同条第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同条第1項若しくは第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
9センチメートル	9センチメートル

改 正 案

別記様式

(表)	(裏)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; text-align: center; line-height: 60px;">写 真</div> <div style="flex-grow: 1;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>官職 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">自動車運転代行業の業務の適正化 に関する法律第21条第2項の規 定による立入検査の 検 査 員 証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 発行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 限り有効</p> <p>運輸監理部長又は運輸支局長 印</p> </div> </div>	<p>(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律抜粋)</p> <p>第21条</p> <p>2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(11) 第21条第1項若しくは第2項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同条第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同条第1項若しくは第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
9センチメートル	9センチメートル

現 行